

①道路への倒木・枝の張り出しにご注意ください

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の支障になっている箇所が多く見受けられます。これらに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合には、当該樹木等の所有者の責任を問われる場合があります。

※民法第717条 土地の工作物（竹木）の占有者及び所有者の責任

道路法第43条 道路に関する禁止行為

近接する道路の通行に支障が生じている土地の所有者の皆様には、該当樹木の伐採または枝払いをお願いします。

なお、公道へ張り出す雑草についても、所有者の皆様の良好な管理を重ねてお願いします。

※作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの東京電力(株)またはN T T各支店に連絡し、立会いのもとで行ってください。
2. 作業にあたっては、通行する車両・自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご配慮ください。
3. 道路交通を止めて作業をする場合は、笠間警察署へ道路交通法の手続きが必要になりますのでご相談ください。

問 管理課（内線 580）

②自宅前の市道側溝の清掃にご協力ください

側溝が詰まっていると降雨時に雨水が溢れたり、皆さんの土地に雨水が流れ込んだりしてしまいます。また、水や土砂が溢れた状態は衛生的ではありません。笠間市では、地域での市道側溝清掃に伴う「蓋上げ機」の無償貸し出しと、土砂を入れるための土のう袋を支給しています。清掃完了後、ご連絡いただければ土砂の回収に伺います。

住みよい街づくりにご協力ください。

問・申 管理課（内線 580）

③国民健康保険税の納税通知書を発送します

市の国民健康保険に前年度から引き続き加入されている世帯の世帯主の方（年金天引きの方を除く）に、平成30年度国民健康保険税の納税通知書（暫定賦課）を5月18日（金）に発送します。なお、第1期の納期限は、5月31日（木）です。

○口座振替を利用されている方

振替日（納期限日）の前日までに、指定口座の預貯金残高を確認してください。

○納付書を利用する方

納付書裏面の納付場所で納付してください。なお、納税通知書には第2期（納期限7月31日（火））の納付書も同封されていますので、ご確認ください。

※口座振替の登録をお願いします。

納期限の日に指定の口座から自動的に引き落とされます。毎回窓口で納める手間がなくなるので、納期ごとに納める方には特にお勧めです。

登録は、市内金融機関または郵便局の窓口にて、(1) 預貯金通帳、(2) 通帳の届出印、(3) 納税通知書を持参のうえ、お申し込みください。

問 保険年金課（内線 140）

②ページ 「申」は申し込み先、「問」は問い合わせ先の略です。